

令和4年度 久留米市

市民活動・絆づくり推進事業費補助金



もっと詳しく聞きたい！

&

A



疑問にお答えします！

目次

- 補助金の制度について . . . P 1
- 補助金の要件について
 - ・ 共通 . . . P 2
 - ・ 協働パートナー部門 . . . P 3
 - ・ かなえるニーズ部門 . . . P 3
 - ・ 学生・若者活動活性化事業枠 . . . P 4
- 補助対象者について . . . P 5
- 補助対象経費について . . . P 5

久留米市 協働推進部 協働推進課

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 (市庁舎 7 階)

T E L : 0942-30-9064 FAX : 0942-30-9706

E-mail : kyodo@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市 絆づくり補助金

検索

市 HP は
こちら



■補助金の制度について

Q1 市の他の補助金にも申請していますが、この補助金にも申請できますか。

A 市の他の補助制度の対象となる事業は申請できません。市の補助制度だけでなく、市の外郭団体等で市からの補助金が財源となる補助制度がある場合も申請できません。

他の補助制度による補助金をもらっている、いないにかかわらず、当該事業がその補助制度に「応募が可能である」場合は申請できません。他の補助制度に該当する場合は、その補助制度を活用してください。

Q2 一度の申請で、複数年度の申請ができますか。

A 複数年継続する事業であっても、毎年度申請を行う必要があります。事業の採択は、提案する年度の事業に限った採択となっています。

Q3 別の団体ですでに採択されている事業と同じ内容で申請できますか。

A 同じ企画内容であっても評価会議で採択の可否を審査します。ただし、ほとんど同じ会員が別団体を設立し、同じ事業で提案される場合は、受付できない場合があります。

Q4 補助金は採択されると提案した金額の満額がもらえるのですか。

A 事業の採択は、採択の可否を決定するものであり、補助金額を決定するものではありません。

審査結果によっては、補助対象経費の見直しを行うなど、補助金額の減額調整を事業採択の条件とする場合があります。

補助金交付申請後、交付決定時に補助予定額を通知しますが、事業終了後に清算し、不用の補助金があれば減額することになります。

Q5 補助金はいつもらえますか。

A 事業完了後、補助事業の実績報告書を提出した後に支払われます。事業実施途中で一定経費が必要となる等の理由がある場合には、事業完了前に支払うこともできますのでご相談ください。

Q6 交付決定前の活動にかかる経費は対象になりますか。

A 交付決定通知の日付(交付決定日)以降の活動が対象となります。それ以前の活動にかかった経費は、対象外です。

Q7 採択された事業の補助金は、事業のためであれば全部使っていいのですか。

A 事業実施にあたっては、経費の節減に努め、できる限り少ない経費で事業を実施してください。残額が出たからといって計画にない支出をすることはできません。

計画通りの執行が望ましいですが、少額であれば別の項目で使うこともできますので事前にご相談ください。ただし、事業の内容や目的が変わる場合は、変更申請の手続きが必要です。

Q8 採択後に事業内容を変更できますか。

A 事業計画にない項目の追加や事業内容の変更を行う場合は、変更を行う前に補助事業の変更申請を行い、承認を受ける必要がありますのでご相談ください。

■補助金の要件について（共通）

Q9 要件の「翌年度以降も継続することが計画されている事業であること」とはどのようなことでしょうか。

A 単年度限りで活動が終了する取組みは対象外です。ただし、次年度以降の補助金活用の有無は問いません。

Q10 要件の「年度を通じた取組みが計画されている事業であること」とはどのようなことでしょうか。

A 年度内に1回限りの事業は対象外となりますので2回以上の事業実施をお願いします。ただし、当補助金を始めて活用する場合は、「協働のたねまき・チャレンジ枠」の活用で、年度内に1回限りの取組みや次年度に向けた準備活動を行うことができます。

■補助金の要件について（協働パートナー部門）

Q11 協働パートナー部門の要件「市と団体の役割分担や事業手法、成果目標やその測定方法など、事業を協働して行うことについて所管部局との協議が整っている」とはどのようなものですか。

A 市と団体が重点取組テーマの課題解決に向けて、事業手法【どのような手法で事業を実施するのか】、成果目標【いつまでにどのような状態になれば良いのか】、その成果の測定方法などを、事前に所管部局と具体的に共通認識し、その役割分担を決めます。

Q12 成果の測定方法とは具体的にどのようなものが想定されますか。

A 例えば、啓発を行う講座を実施する場合は、講座の前後での参加者の状態の変化をアンケートを実施することにより測ること等が想定されます。

Q13 協働パートナー部門の補助年限5か年はどのように数えたらいいですか。

A 協働パートナー部門は、初提案の1年目を起点として5年間の提案ができます。ただし、交付5年目に成果目標を達成した場合は、次年度も新たに1年目の申請ができ、以降も同様に5年目の成果目標の達成を条件に補助年限が更新されます。



また、市が設定する行政課題を解決するため別の事業で申請する場合は、事業ごとの初年度を1か年目と数えます。ただし、同一年度内には1団体1事業限りです。

■補助金の要件について（かなえるニーズ部門）

Q14 かなえるニーズ部門要件の「新たな課題認識の下でその解決等のために取組む事業」とはどのような事業ですか？

A 補助対象事業である「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」を「新たな視点・手法」で実施する事業のことです。当補助金の活用前から活動している事業を全く同じ視点・手法で実施するものは補助対象外となります。ただし、絆補助金活用後も毎年新たな課題を求めるものではありません。

Q15 かなえるニーズ部門の補助年限5か年はどのように数えたらいいですか。

A かなえるニーズ部門は、初提案の1年目を起点として5年間の提案ができます。提案できる年数ではありませんのでご注意ください。なお、「協働のたねまき・チャレンジ枠」は年数に含みません。※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、平成29年度に初提案をした団体（協働のたねまき・チャレンジ枠を除く）は、令和4年度に限り申請できます。

■補助金の要件について（学生・若者活動活性化事業枠）

Q16 『学生』には、専修学校や高等専修学校の生徒は含まれますか。

A 専修学校や高等専修学校、消防大学校等の大学校、予備校や自動車学校等の各種学校の学生・生徒は、「学生・若者活動活性化事業枠」の『学生』には含まれません。

「学生・若者活動活性化事業枠」における『学生』は、文部科学省が毎年実施している学校基本調査における高等教育機関の定義に合わせて、学校教育法における大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校に在籍する者としています。

Q17 市外の大学等に在籍する『学生』による団体も、「学生・若者活動活性化事業枠」で事業提案することができますか。

A 市外の大学等に在学する『学生』で構成された団体も、市内に団体の役員（代表者含む）が居住又は活動の拠点となる公共施設の利用団体登録等があれば、市内で活動しているものとみなし「学生・若者活動活性化事業枠」で事業提案することができます。

Q18 団体役員に30歳以上の学校関係者や社会人が入っていても「学生・若者活動活性化事業枠」で事業提案できますか。

A 団体役員のうち、代表、副代表、事務局長、会計、部会長等、団体の運営及び活動に実質的な影響を与える役割を担う役員が『学生又は18歳～29歳の若者』であることが必要です。ただし、団体の顧問、オブザーバー、監事等の役員、また会員として、学校関係者や社会人、その他の者が団体に加わることは妨げになりません。

なお、団体役員を含む団体会員は、“概ね8割以上が『学生又は18歳～29歳の若者』”でなければなりません。

Q19 学生ボランティア団体との連合体で事業に取り組む場合、「学生・若者活動活性化事業枠」として事業提案することができますか。

A 学生団体同士の連合体の場合は同枠への事業提案は認められます。ただし、自治会や市民公益活動団体などが学生団体と連合体をつくった場合は同枠での提案ができませんので、通常枠での事業提案をお願いします。

Q20 交通費(費用弁償)は、どのような活動に認められますか。

A 事業（イベントやワークショップ等）について話し合う「企画運営会議」や「当日の活動」、「前日などの準備」などです。対象になる従事した学生等とは、「団体役員」、「団体会員」、「当日の協力者」で、18歳～29歳の若者も含まれます。ただし、30歳以上の学校関係者や社会人への費用弁償は補助対象外となります。実績報告の方法は、Q25をご確認ください。

■補助対象者について

Q21 提案できる団体の要件として、なぜ5名以上の構成員が必要ですか。

A 提案事業は、確実に実施され、翌年度以降も継続されることを想定しています。そのため、少なくとも5人以上の構成員を有していることを要件としています。

なお、家族、親族のみが構成員の団体は対象となりません。

Q22 規約や会則等がない団体は提案できませんか。

A 提案事業は、確実に実施され、翌年度以降も継続されることを想定しています。そのため、組織として継続的な運営に欠かせない、目的や運営方針を定めた規約や会則等の整備が必要であると考えています。新たに団体を立ち上げて活動を始める場合は、会則の例を準備していますのでご相談ください。ただし、学生・若者活動活性化枠で提案する団体は、規約・会則の添付は不要です。

Q23 実行委員会による提案もできますか。

A 団体としての要件が整っていれば、実行委員会による提案も可能です。

■補助対象経費

Q24 事業予算の積算はどのように行えばいいですか。

A 補助金の算出に重要な作業となりますので、事前に価格調査を行うなど、適正な単価での積算をお願いします。

Q25 事業実施に必要な備品はすべて購入しても構わないのですか。

A 事業継続に必要と認められるものは購入できます。補助額は1品5万円が上限です。ただし、安価にレンタル可能な物品の購入は原則認めていません。1年に数回しか使う計画がないような物、高額な大型機械などはレンタルで用意してください。

Q26 当初の見込みより、事業費が多くなってしまった場合はどうなるのですか。

A 補助金決定通知書に記載している補助予定額が上限となります。その上限額を超えた部分は、提案団体の負担となります。また、事業費が当初見込みより少なかった場合は、補助金額を減額する場合があります。

Q27 なぜ人件費が補助対象ではないのですか。

A この補助金が活用される事業としては、市民公益活動団体や地域コミュニティ組織など提案団体の皆さんが自主的・主体的に取り組む事業を想定しているからです。有償ボランティアやNPOの常勤有償スタッフに関わる場合は、それらにかかる経費は補助対象外となります。参加費などを工夫して自主財源から支出してください。

Q28 交通費を補助対象経費とできる活動に従事した学生等の対象はどんな人ですか。

A 絆補助金での学生とは、文部科学省が毎年実施している学校基本調査における高等教育機関の定義に合わせて、学校教育法における大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校に在籍する者としています。交通費を補助対象経費とできる学生等は、上記学生の他、18～29歳の若者も対象にできます。

Q29 活動に従事した学生等への交通費を支払った場合、実績報告時にどのような報告が必要ですか。

A 従事した学生等の名前、学校名、住所(町名まで)、受領金額、受領印(署名可)、従事内容を記載し、事業完了後に提出してください。(提出様式がありますので、必要な場合はご連絡ください)

Q30 活動拠点を整備するために土地を購入したいのですが可能ですか。

A 土地の購入費用は対象となりません。活動拠点となる土地の購入は提案団体の基盤整備事業であり運営費とみなし対象外となります。

Q31 活動拠点である事務所の修繕をしたいのですが、可能ですか。

A 財産の取得費となる経費は対象とはなりません。また、この制度では、提案団体の運営経費に当たる事業は対象外です。活動拠点である事務所の修繕は、提案団体の基盤整備事業であり対象外となります。

Q32 会場使用料、備品使用料について、複数個所(個数)ある場合、補助対象経費はどうなりますか。

A 会場使用料は、1施設につき1日5万円が上限です。1施設内の複数の会場を使用する場合でも合わせて1日5万円が上限です。備品使用料は、複数の備品を使用する場合でも合わせて1日5万円が上限となります。

Q33 普段の活動を紹介するパンフレット等の作成費は対象になりますか。

A 団体の経常的な活動に要するような運営費となる経費は対象外になります。採択された事業のために必要なパンフレットやチラシ代は対象になりますが、団体の普段の活動を紹介するパンフレットや定期的に発行する広報紙などは対象外となります。

Q34 事業費にチラシなどの広告宣伝収入を充ててもいいですか。

A 事業実施のため、会費、寄附金、協賛金、広告宣伝収入など、自主財源の確保をぜひお願いします。補助金額は、事業費のうち自己資金では不足する部分が対象です。ただし、市の補助金を活用していることを鑑み、公序良俗に反するような広告は掲載しないでください。

Q35 参加者が移動するためのバスのレンタル経費は対象になりますか。

A 対象となりません。キャンプやハイキング、市民に参加者を募って行うレクリエーションや学習会などでのバス等の経費は参加者、スタッフの旅費とみなします。ただし、活動に必要な道具の運搬に使用する車のレンタル経費は対象となります。

Q36 地域の子どもたちのために遊具を購入したいのですが、補助対象になりますか。

A 単に備品を購入する事業は、認められません。材料等を揃え、地域の方々に施工するような活動は補助対象となる場合があります。

Q37 チャリティーコンサートを開催したいのですが、補助対象になりますか。

A コンサートの開催は対象外としています。チャリティーコンサートは、コンサートを実施した収益を寄附することが目的であり、募金活動も補助対象外です。

Q38 全国的に有名な講師やタレントを招いてイベントを行いたいのですが、補助対象になりますか。

A 対象となる活動は「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」であることが前提です。対象となる活動の中でイベント等を実施される場合は補助対象です。ただし、講師や出演者への謝礼は1回あたり5万円/人・団体が上限です。上限を上回る費用については団体の負担となります。

Q39 バンド活動をしています。市内の老人ホームへ慰問演奏をしたいと思いますが、補助対象になりますか。

A まず、そのバンドが対象団体としての要件を備えている必要があります。対象団体が行う慰問演奏に直接必要な経費は対象となります。例えば機材の運搬費や当日のみ使用する特殊機材の借上料などです。ただし、メンバーの当日の交通費や出演料や慰問活動に向けた事前の練習は対象外です。

Q40 地域で野良猫の保護をしたいのですが、補助対象になりますか。

A 対象となる活動は「より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって、地域における困りごと等を解決する活動」ですので、地域の野良猫等の動物の保護など動物愛護にかかる活動は対象外としています。

なお、市内で生活する際の困りごとを解決するための活動は対象ですが、自治会など周辺にお住いの住民みなさんも協力して取り組んでいただく場合に限ります。

Q41 他に事業実施中や事業終了後に気をつけることはありますか。

A 事業実施中、できるだけ事業の様子を写真等に収めてください。実績報告書の提出時に活動の様子を提出する必要があります。また、補助対象となった経費の領収書の提出が必要です。

印刷物、看板、チラシ等を作成される場合には、「久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金 活用事業」と明示してください。

また、当初の提案内容と事業実績が大きく異なる場合は、補助金の交付ができない場合や、すでに交付された補助金の返還が必要な場合があります。